

# 公立大学法人横浜市立大学職員管理職手当支給要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日  
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程第22条の規定（公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程第5条第2項の規定により準用する場合を含む。）に基づき、管理職手当を支給すべき職およびその区分について必要な事項を定めるものとする。

## (支給範囲および額)

第2条 管理職手当を支給する職員（以下「管理職員」という。）の職及びその区分は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

2 管理職手当の月額は、別表1、別表2及び別表3に掲げる職及び区分に応じ、当該別表に掲げる額とする。

3 次の各号に掲げる職員の管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 部長級の職を兼ねる職務の級8級の職員（局長級の職が本職務である者を除く。）、課長級の職を兼ねる職務の級7級の職員（部長級の職が本職務である者を除く。）及び課長補佐・副課長の職を兼ねる職務の級6級の職員（課長級の職が本職務である者を除く。）別表3備考欄に掲げる職員の区分に応じて、当該備考欄に掲げる額

(2) 別表第1中に掲げる職を兼ねる職員 別表1に掲げる職に応じ、当該別表に掲げる額

4 別表2に掲げる職を占める職員については、賞与支給時に、当該別表に掲げる額を賞与に加算して支給する。

5 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第4項に規定する短時間勤務職員及び就業規則第44条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員が別表第1、別表第2若しくは別表第3に掲げる職にある場合又は第3項各号に掲げる職員である場合において、当該職員に係る管理職手当は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該各項の規定による管理職手当の月額に、就業規則第39条第6項に規定するその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

## (支給しない場合)

第3条 前条の規定にかかわらず、管理職員が次の各号の一に該当する場合は、管理職手当を支給しない。

(1) 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって外国に出張中の場合

(2) 月の初日から末日までの期間のうち勤務を要する日の全日数の3分の2を超えて勤務しなかった場合（理事長が別に定める場合を除く）

(3) 公立大学法人横浜市立大学附属病院長の年俸等に関する規程の適用を受ける職員

(4) その他支給しないことが適當と理事長が認める場合  
(併給調整)

第4条 管理職手当の支給対象となる職を複数兼ねる場合、管理職手当の併給は行わず、支給額の一番高いもののみを支給する。

(実施細目)

第5条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 賃金規程附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項から第5項までの規定の適用については、当分の間、同条第2項から第4項までの規定中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第5項中「当該各項」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えた当該各項」とする。

#### 附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再雇用職員（公立大学法人横浜市立大学職員就業規則の一部を改正する規則（令和5年規則第3号）附則第2項又は第3項の規定により採用された職員をいう。）は、短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

職	支給額
副学長（理事兼務）	140,000円
副病院長	130,000円
副学長	
特命副学長	120,000円
学群長	
学部長（医学群）	
研究科長（医学群）	110,000円
診療科部長等	
学部長（国際商学部・国際教養学部・理学部・データサイエンス学部）	
研究科長（国際総合科学群）	
共通教養長	
看護学科長	100,000円
木原生物学研究所長	
先端医科学研究センター長	
プラクティカルイングリッシュセンター長	
学術情報センター長	
アドミッションズセンター長	90,000円
保健管理センター長	
研究・产学連携推進センター長	
高等教育推進センター長	80,000円
共創イノベーションセンター長	
大学専門職を充てた課長の職	
専攻長	70,000円
副学群長	
グローバル都市協力研究センター長	60,000円
他に定めのないセンター長の職	
部門長	
副研究科長	50,000円
副共通教養長	
副学部長	
副プラクティカルイングリッシュセンター長	30,000円
教室主任教授	
コース長（新コース）	20,000円

別表 2

職	支給額
診療科部長補佐	130,000円
大学専門職を充てた主任の職	
部門長補佐	50,000円

別表 3

職務の級	職及び区分	支給額
8 級	事務局長	I 種 A 156,000円
		I 種 B 147,500円
		II 種 139,000円
		III 種 122,000円
	局長級の職のうち、I 種・II 種・III 種以外の職	IV 種 105,000円
7 級	総務部長、医学・病院統括部長、市民総合医療センター管理部長	I 種 95,500円
	グローバル推進室長、学務・教務部長、研究推進部長、看護部長、薬剤部長、放射線部長	II 種 91,500円
	部長級の職のうち、I 種・II 種以外の職	III 種 87,500円
6 級		I 種 56,000円
	課長級の職のうち、I 種・III 種以外の職	II 種 53,000円
	次世代臨床研究センター：研究開発支援室長、臨床試験データ管理室長、臨床試験管理室長	III 種 50,000円

備考 1 部長級の職を兼ねる職務の級 8 級の職員（局長級の職が本職務である者を除く。） 95,500円

2 課長級の職を兼ねる職務の級 7 級の職員（部長級の職が本職務である者を除く。） 85,500円

3 課長補佐・副課長の職を兼ねる職務の級 6 級の職員（課長級の職が本職務である者を除く。） 48,000円